- 1 子育て先進区に向けた公教育について
- 2 安全・安心に暮らせるまちについて
 - (1) 防犯の取組みについて
 - (2) 犯罪被害者支援について
 - (3) 更生保護の取組みについて
- 3 多文化共生推進に向けた取組みについて
- 4 鷺宮地区のまちづくりについて

令和6年中野区議会第4回定例会にあたり、立憲・国民・ネット・無所属議員団の立場で一般質問いたします。質問は通告の通りで、その他はありません。

1 子育て先進区に向けた公教育について

先日の子ども文教委員会の所管事項の報告で、令和 5 年度末でのいじめの未解消件数は、小学校で 477、中学校で 64、小中合わせた前年度比は 2 1 %増であり、現時点での重大事態の数も明らかにされました。不登校については、小学校 228 人で全児童数における不登校の割合は 2.1%、 中学校は 241 人で 6.8 %。前年度比小中合わせて 9.6 %増で、学校や学校外で指導を受けられていない児童・生徒が 66 人いるという課題も報告されました。

先月末、文部科学省は、令和5年度における「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関す る調査」の結果を公表しましたが、全国的にも同じ傾向が見られます。

決して無視できない人数の子どもたちが、様々辛さを感じていることがわかります。

①-1 中野区では、「中野区いじめ防止等対策推進条例」により、いじめ防止の基本理念や「中野区いじめ防止基本方針」が定められ対応されています。

いじめは決して許されるものではありません。しかし、いじめのご相談をいただくと、いじめを受けた側にはもちろん最大の配慮が必要ですが、いじめをした側の児童生徒に、支援が必要なケースが多いと感じます。いじめに関わる全ての当事者にとって配慮ある教育的対応を望みますがいかがでしょうか。

- ○回答 いじめはどの子どもも当事者になり得るという認識をもち、未然防止・早期発見・早期対応を基本として、保護者、地域及び関係機関と連携して取り組んでいる。対応にあたっては、いじめの被害者を守ることを最優先に考えるとともに、いじめに至る背景にまで目を向け全ての子どもが安心して過ごせるよう努めていく。
- ①-2 いじめ防止基本方針は「いじめ防止対策推進法」に基づいており、教育委員会が決定しているため、 その対象は中野区立小・中学校及び幼稚園となっています。幼児施設が様々あるなか、区立幼稚園のみ基 本方針の対象になっているのは疑問です。

幼児期にもいじめやいじめにつながるような事案は発生しますので、基本方針を持つことは必要でしょう。 とはいえ、発達の観点から小中学校と同様の扱いをするのは適切ではありません。全ての教員や保育士が 幼児期に適した対応ができるよう、幼児施設対象の基本方針を策定し、全ての施設で共有できるようにす ることが必要だと考えますがいかがでしょう。

○回答 幼児施設における対応については、子どもの年齢や発達段階に合わせて対応する必要があり、小・中学校とは違うと認識している。今後は、有識者を交えて幼児施設に相応しい基本方針を策定できるよう

検討を進めてまいりたい。

②いじめや不登校など、学校で起きる様々な事案に対し、学校が法的なアドバイスを必要とするケースが多くなりました。そのため「子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士」であるスクールロイヤーが中野区にも配置されています。

現在、相談は主に電話やメールとなっています。速やかな相談が可能になるよう、配置をより拡充してはいかがでしょうか?

- ○回答 現在スクールロイヤーが学校から主に電話やメール等での相談に乗れるように配置している。今後はスクールロイヤーが学校に訪問して、問題の未然防止や早期解決に向けた相談がしやすいように、配置日数等の拡充を検討している。
- ③-1次世代育成委員を務めていた時、放課後学習教室の見守りに入っていました。一緒に勉強したら分数がわかるようになった子。鉛筆の持ち方から教える必要がある子がいました。

国は「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」を10年ごとに実施しています。令和4年度の結果を見ると「知的発達に遅れはないものの、学習面または行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合は8.8%。そしてこの子たちが「特別な教育的支援が必要と判断されているか」という問いには、70.6%が、判断されていないと回答がありました。肌感覚として、納得いく割合だと興味深く数字を見ました。一部境界知能と呼ばれる範囲にある子がいるのだと推察されます。こうした子どもたちが取り残され、適切な支援を受けないまま育ち、学習面での不安、生活の不安を抱え、不登校になったり、いじめの当事者になるようなことがあってはなりません。知的遅れがない発達障害や、境界知能の子どもたちが、特別支援につながっていない可能性があります。適切な指導や必要な支援が受けられるような体制づくりに本気で取り組むべきです。教育委員会の見解を求めます。

- ○回答 境界知能や発達障害等の児童生徒の特性には個人差があり、内容も様々であるため、各学校において必要な支援を検討し、必要に応じて個別の教育支援計画を作成している。一人一人に応じた多様な学びを支援するために、関係機関が個別の教育支援計画等を活用して円滑に情報共有を行い、必要な支援を行なっていきたい。
- ③-2 中野区の特別支援教育の体制としては、知的障害を持つ児童・生徒に対する「特別支援学級」。通級指導学級での「きこえとことばの教室」。情緒障害対象で巡回指導が行われる「特別支援教室」が設置されています。近年、情緒障害の枠組みの中で、固定級での「自閉症・情緒障害学級」の設置を進める自治体が増えてきました。こうした固定級の設置についての区の検討状況を伺います。
- ○回答 区では、発達障害等がある児童・生徒が学習上または生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間を在籍学級で他の児童生徒と共に学校生活が送れるよう、全区立小・中学校に特別支援教室を設置し、充実を図っている。自閉症・情緒障害特別支援学級の固定学級については、他の自治体の視察を行い、先進事例を学んでいきたいと考えている。
- ③-3日本も締結している国連「障害者の権利に関する条約」では、合理的配慮のもと障害のある子もない 子も同じ場で共に教育を受けるという「インクルーシブ教育」の考え方が示されています。

共生社会の形成にあたり、全ての人がそれぞれの能力や可能性を最大限に活かし、自立して社会参加を目指していくため、共に学んでいくということを基本にしています。

しかしながら、今の日本では一人ひとりに寄り添う特別支援教育の充実を目指せば目指すほど、分離型での学びの場を準備していくという真逆の方向に進んでしまっています。2022年には、分離された特別教育の永続に対して、国連から勧告を受けています。

今定例会でも、昨日から何度となく使われているインクルーシブという言葉ですが、多くの人の理解と、 サポートをする制度や十分な人員がないとインクルーシブ教育のハードルは高く、議論が必要です。区の今 後のインクルーシブ教育に向けての考え方を伺います。

- ○回答 現在、全区立学校で児童生徒の障害特性に応じた合理的配慮の共通理解を図るために、ガイドラインの策定を進めているところであり、インクルーシブ教育の考え方についての理解促進を進めていきたいと考えている。
- ④10 月に子ども文教委員会で、広島県教育委員会が取り組んでいる、個別最適な学びに関する実証研究について視察に行ってきました。福山市立福山中学校では、生徒一人一人の「夢の実現」をキャッチフレーズに、自ら考え問題を解決する方法を学んでおり、地域企業や NPO 法人が一緒に取り組みを進めていました。地域の協力体制が印象的でした。

中野区では来年度からは、すべての学校で学校運営協議会の設置と、地域学校協働活動とをともに進めていく、中野区コミュニティ・スクールがスタートします。これは、区長が定められた、多様性と地域のつながりを強みにした教育の実現という教育大綱の方針に合致するものであります。

申し上げてきたように、生きづらさを抱えている子は多く、学校を取り巻く環境はとても厳しい。区長の掲げられている「子育て先進区」に向けた公教育の充実のため、中野区コミュニティ・スクールのあり方を、区長部局と教育委員会とで協議されてはいかがでしょう。総合教育会議の開催を提案します。

○回答 総合教育会議は、教育大綱の改訂や重点的な教育施策、緊急の場合に講ずべき措置等について、 区長と教育委員会が協議・調整を行うための会議である。直近の開催としては、令和 4 年度に 3 回、教育 大綱の改定に向けて開催している。

今後も、教育環境の変化等を踏まえて、必要に応じて開催を検討していく。

2 安全・安心に暮らせるまちについて

(1)防犯の取組みについて

①闇バイトのニュースを聞かない日はないほど、大きな社会問題になっています。「匿名・流動型犯罪グループ」(SNS を通じて募集する闇バイトなど緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す集団)の犯罪については、昨年中野区内でも強盗傷害事件が発生したこともあり、区民に大きな不安を与えています。警察は、実態解明と取締まりの強化の他、様々取組みを進めていますが、区としても、被害に遭わないための情報提供、若者たちが闇バイトに応募しないよう学校での啓発活動を実施するなど、直接的な取組みが必要です。現在の区の状況を伺います。

○回答 区では、高齢者に対しては、防犯対策として警察と連携を図り、自動通話録音機の貸し出しや、在 宅中の訪問者の対応要領等を啓発するとともに、青パトによるパトロールを行い、不審者の発見に努める とともに、区民への注意喚起を行なっている。

若者たちの啓発については、警察とともにキャンペーン等で啓発を行なっており、警察が犯罪実行者の募集、いわゆる闇バイトへ応募したものに対して相談するように呼びかけていることから、区の若者相談窓口に相談があった際の連携についても、検討していきたい。

②安全なまちであるためには、地域の目が大切です。区内では多くの町会等による「防犯パトロール」が実施されており、防犯パトロール団体の登録は150を超えています。また、子どもたちが街中で危険を感じた際の駆け込み先として、また地域防犯力の向上のために「子ども110番の家」事業も実施されています。これまでこの事業は中野区立小学校PTA連合会が中心となり、各校単位PTAの協力のもと運営されてきましたが、現在PTAがない学校もあることから、地域での実施状況に差が出ています。メンバーが流動的であるPTA組織に一括してこの事業を担っていただくには負担が大きすぎるとも考えます。また、まちの協力者の状況も変化しています。子どもの安全確保に資する事業であるために、早急にあり方の検討をされたいと考えます。区の見解を伺います。

○回答 地域の防犯対策の一環として、PTA が主体となって行なっている「こども 110 番の家事業」については、協力家庭が年々減少するなど、まちの状況が変化していることは承知している。今後、民間事業者も含め、地域と連携して、子どもを犯罪被害から守る方策について、PTA とともに検討していきたいと考えている。

③今月初め、鷺宮地域で児童連れ去り未遂事件が発生しました。同日夜にネットニュースで知った方が多く、当日はメール警視庁からも配信がなかったため、中野区の児童であるかどうかが確認できず混乱が起きました。その後中野区の児童ではないことは確認されたそうです。

こうした事案は、再発防止が大事だと考えます。防災危機管理課から近隣の学校には情報が共有され、児童には指導があり、保護者にもお知らせが出されましたが、児童館や、区民活動センター等、見守りをしている地域団体等にはタイムリーに情報が伝えられませんでした。事件は想定通りに起こるとは限りません。区が情報を得た時、どこに伝達するか判断し、区内でどのような対応がされているか状況が集約されていることが大事です。区の情報管理体制の確認が必要です。区の見解を求めます。

○回答 区内で凶悪事件が発生し、犯人が逃走しているなど区民に更なる被害が及ぶ恐れがある情報が警察から寄せられた際は、防災危機管理課で関係部署に情報を伝達するとともに、対応状況を把握しているところである。区内で発生した事件の全てが警察から情報提供されるものではないことから、区としても幅広く情報収集を行なっている。

収集した情報が事実であるかの確認を徹底し、区民の安全に資する情報については、必要な場所に正確 に届くよう努めてまいりたい。

(2)犯罪被害者支援について

④毎年11月25日から12月1日までの1週間は犯罪被害者週間で、ちょうど今日28日はその期間中となります。中野区は、2008年に犯罪被害者相談窓口を設置し、2020年に中野区犯罪被害者等支援条例が制定されるなど、早くから犯罪被害者支援に取り組んできました。犯罪被害に遭われた直後から身近なところで寄り添った支援が受けられることは大事なことです。以前常勤の保健師の配置を要望して実現されましたが、相談対応には高いスキルが必要であり、持続可能な体制構築のための人材育成と安定した職員配置が必要です。区の見解を伺います。

○回答 区は、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進するため、常勤の保健師及び専任の相談支援員を配置し、被害者等に必要な情報提供や関係機関との連携、裁判所や病院等への付き添い支援等、幅広い支援を行なっている。

今後も、相談支援員と保健師の配置を継続し、専門知識の継承に努めていく考えである。また定期的に 開催している区職員向けの犯罪被害に関する研修を継続し、庁内が連携して被害者に寄り添える体制とし ていきたい。

⑤殺人や性被害などの被害に遭われた方に対しては、警察から区の相談窓口の情報提供がされていると聞いていますが、詐欺、つまり財産的被害に遭われた方に対しては必ずしもそうではなく、また被害者支援都民センターでは支援の対象ではありません。詐欺に遭われた方は精神的にも大きなダメージを受けるため、心理社会的支援が必要です。中野区としては、どのような被害者であっても必要な支援につなげていくべきですがいかがでしょう。また、犯罪被害者支援窓口の更なる広報をすべきですがいかがでしょう。

○回答 犯罪被害者等が、迅速に必要とする支援を受けるためには、区の犯罪被害者支援事業を知っていただく必要がある。しかし区に犯罪被害に関する相談窓口があることを知っている人の割合は、4割を下回っている。

このため、相談窓口の認知度を上げていく取り組みとして、区ホームページによる情報発信や、リーフレ

ットの配布、関係機関との連携の充実など、様々な機会をとらえて周知を進めてまいりたい。

⑥犯罪があるから、そこに被害者が存在します。犯罪被害者をなくすためには、犯罪予防と再犯防止推進の 取組みを、川の源流として考えることが必要です。学校ではいじめに対する取組みがされていますが、暴力 を振るわれてもいい人も、振ってもいい人もいないのだということを、子どものうちから伝えることはとて も大事です。被害に遭うことの辛さに寄り添える社会であるために、学校での授業や、効果的なイベントな どを工夫されてはいかがでしょうか。

○回答 区では、犯罪被害者に対する正しい理解と二次被害防止の観点から、広く区民を対象に、講演会 やパネル展示、警察署と合同の相談会等の普及啓発活動を行なっている。

また今年度は新たな取り組みとして、大学と連携した講演会を開催したところである。犯罪被害に逢うことのつらさや命の大切さをより伝えていけるよう、小学校や中学校の授業との連携についても検討していきたい。

(3)更生保護の取組みについて

⑦令和4年の刑法犯検挙件数はおよそ17万件。この15年間減少傾向にあります。しかしながら再犯者率は47.9%と前年度よりは微減したものの、増え続けています。再犯する人は、貧困や本人の努力では解決できない発達や健康上の課題を抱えていることが多く、それを取り除かないとまた犯罪を犯すという負のスパイラルにはまっていきます。「保護司」は日本独特な制度で、そうした犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないよう、その立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。

保護司には担当している対象者についての守秘義務があるため、任務において孤立しがちであり、それに対する方策が必要とされています。一昨年より保護司が「すこやか地域ケア会議」に参加し、地域の支援者間の顔の見える関係づくりが進められていることは評価されます。この会議を通じて、さらに地域における更生保護活動の理解が深まることが望まれますが、いかがでしょうか。

他に保護司の孤立を防ぐために区が取り組んでいることはあるのでしょうか。伺います。

○回答 「すこやか地域ケア会議」は、保護司と地域で活動する様々な支援者との顔の見える関係づくりの場となっており、保護司の更生保護活動と「地域で支援を必要とする刑余者」への理解促進にも寄与している。

保護司が対象者と面談するにあたって、区役所の相談室を貸すことを始めたが、区の職員とも顔を合わせるきっかけにもなり、孤立することを防ぐ取り組みの一つになるととらえている。

- ⑧刑事施設からの出所後、区内にある更生保護施設「敬和園」に住居を移す対象者にとって、住民登録や国 民健康保険の加入手続きがスムーズにいかない場合が多いと聞いています。そういった対象者を理解しサ ポートできるよう、地域事務所と敬和園が連携した支援体制を構築していく必要があります。区の見解を 求めます。
- ○回答 窓口での手続きにおいて、支援が必要な方への対応はこれまでも継続して行なってきている。地域事務所での手続きの受付の際には、円滑な対応ができるように職員の知識を高めると共に、施設と事前に連携するなど受付体制の整備を検討する。
- ⑨犯罪や非行をした人に対しては、刑事司法手続終了後においても、1人の生きづらさを抱えた人として息の長い支援が必要です。地域社会の一員として立ち戻ることができるよう、居住や就労支援、医療につながる体制整備他、孤独孤立をうまないような地域の体制づくりが必要です。

現在取り組んでいる第二次再犯防止推進計画策定にあたっては、互いの役割を確認し進められるよう、保 護観察所等の国や、都との意見交換を実施してはいかがでしょうか。誰もが安心して暮らせる、誰 1 人取 り残されることのない地域共生社会を目指した計画となるように望みます。伺ってこの項の質問を終わり ます。

○回答 再犯防止は、対象者が社会的孤立の状態とならないよう、関係者が連携し支援していくことが重要である。立ち直りを見守り支えていく体制づくりにあたっては、意見交換の場を通じて国や都の役割を確認し、区・保護司会・地域が一体となって進めていくことを、次期の再犯防止推進計画に反映させていきたい。

3 多文化共生推進に向けた取組みについて

①中野区における外国人人口は着実に増えています。11月には24,559人で前年度同月比17%増。また、15歳以下も、11月現在で1299人となり昨年同月比は13%増となっています。教育委員会は中野区国際交流協会による日本語指導員等派遣事業を実施していますが、その事業については今年の第一回定例会の私の総括質疑において「個に応じた指導方法や指導時間の在り方、中学校2年生、3年生の受験期の対応等について検討していく必要がある」「指導カリキュラムの共有を学校に呼びかける」とのご答弁がありました。学習状況について、学校と指導者との成果共有も必要です。その後の対応についてお伺いします。

外国籍の児童生徒がその後、日本でも母国でも語学力不足や学習機会の不足のために就労できないということになると、裏バイトに手を染めてしまう可能性もあるのでしょう。

- ○回答 日本語指導推進校の指定を受けている中学校では、「一人一人の実態に応じた日本語指導の推進」というテーマで、学校と国際交流協会のカリキュラムや対象生徒の学習状況の共有方法を含め研究している。今後は、この研究成果を各学校で共有していく。
- ②外国籍の中野区在住・在勤の一般の方向けにも個々のニーズにあった、参加しやすい日本語指導の機会を拡充していく必要があります。区内で外国人居場所事業を行なっている HATI JAPAN さんによると、家族の中で奥さんだけ日本語が話せない事例が多いと伺っています。先日「東京都つながり創生財団」と意見交換をいたしましたが、他自治体では日本語を学ぶ機会としてオンラインを活用するなどの工夫をしているようです。ニーズに合わせて取り組みを考えるべきですがいかがでしょうか。
- ○回答 現在、中野区国際交流協会で実施している日本語講座は、通学が困難な外国の方には対応できていない状況であると認識している。このことから、令和7年度は施行的に区内在住・在勤・在学で日本語を初めて学ぶ外国の方を対象としたオンラインによる日本語教室を実施することを検討している。

施行後、参加人数や参加者の満足度、学習効果を検証し、それを踏まえて日本語学習機会の更なる提供 に向けて工夫してまいりたい。

4 鷺宮地区のまちづくりについて

①最後に、鷺宮地区のまちづくりのうち、西中野小学校・鷺宮小学校両校の跡地活用について伺います。 鷺宮小学校跡地は、令和10年度からかみさぎ幼稚園建替え期間の仮園舎として活用後、校舎解体工事が 始まるというスケジュールが出されました。速やかな解体工事開始は評価いたしますが、できるだけ影響の ない間は、可能な限り地域が跡地を活用できるよう配慮願います。

現在、すこやか福祉センター、高齢者会館、地域包括支援センター、鷺宮図書館、区民活動センター、地域事務所と6つの機能が入る複合施設の整備方針が示されていますが、地域や地元同僚議員からの提案もあるように、子育て関連施設を加えていただきたい。近くの鷺宮児童館は間も無く築60年を迎えます。利便性の高いこの地へ移転することで来館もしやすくなり、新たな地域交流も生まれることと思いますが、いかがでしょうか。

○回答 鷺宮小学校跡地は、鷺宮児童館から近距離にあることから、将来的な改築にあたっては他のしせつとの複合化を図ることにより、利便性の向上や多世代交流につながる可能性があると認識している。今

- 後、鷺宮小学校跡地活用の検討を進めていく中で、総合的に判断してまいりたい。
- ②地元から要望書 Shin 鷺宮が提出されていますが、こうした複合施設をデザイン・設計していくにあたっては、持たせたい機能を効果的に配置するため、外部によるコンサルティングの力を借りてはいかがでしょうか。
- ○回答 鷺宮小学校跡地については、令和7年度から機能検討を開始することとしている。機能検討を進めていく中で、令和8年度以降に施設整備に係るコンサルティング業務を委託することについても併せて検討する。
- ③西中野小学校跡地活用については、区有施設整備計画にて「民間施設誘致を検討」としたまま進捗はありません。こちらも白鷺三丁目町会からの要望が出されています。以前より申し上げているように、地域の声が反映された跡地活用、まちづくりが進められるべきです。区の計画の具体的な方針が決まるのはいつなのかお伺いして、私の質問を終わります。
- ○回答 西中野小学校跡地については、区有施設整備計画において民間施設誘致を検討することとしており、具体的な方針について検討しているところである。

令和7年6月にお示しする予定の時期区有施設整備計画骨子において、西中野小学校跡地に係る具体的な方針についてもお示しする予定である。